

## 第1章 教育振興基本計画策定の目的

---

### 1. 我が国の教育をめぐる現状と今後の課題

我が国の教育は、明治期以来、国民の高い熱意と関係者の努力に支えられながら、国民の知的水準を高め、社会の発展の基盤として大きな役割を果たしてきました。特に、初等中等教育については、教育の機会均等を実現しながら、地域ぐるみのかかわりの中で、高い教育水準を確保してきました。

しかしながら、近年、急激な社会の変化の中で、教育を取り巻く環境も大きく変化してきています。

#### 【人口減少・少子高齢社会】

日本の総人口は、平成16年12月をピークとして減少に転じ、今後も減少が続くと予想されます。少子化の進行により、若年者の割合が低下する一方で、人口の4人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入するという人口構造の大きな変化により、社会全体の活力の低下が心配されます。こうした状況に対応するため、教育を含めた社会システムの再構築が重要となってきます。

#### 【安全・安心社会】

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震など大きな災害を契機として、防災意識が高まっており、教育施設においても防災機能の充実が求められています。

また、景気の低迷、高度情報化、薬物等による複雑多様化する事故や犯罪を未然に防止するため、安全で安心に暮らすためのネットワークの確保が必要とされています。

さらに、ストレス等による心の病を持つ人は年代に関係なく、増加傾向にあることから、心の健康や心のケアにも大きな関心が寄せられています。

#### 【産業構造の変化、グローバル社会】

情報技術の発展、規制緩和、消費者ニーズの多様化などを背景として、サービス産業を中心とした産業構造の変化が進んでいる中で、非正規雇用の増大や成果主義の導入など雇用の在り方も変化してきています。さらに国境を越えた社会、経済活動が活発化し、人やもの、資本に加えて、情報の交流が広がっており、国際競争が激しさを増しています。同時に国内外の外国人との交流の機会が増え、異文化との共生が強く求められています。このような変

化の激しい社会において、知識が社会経済の発展を駆動する「知識基盤社会」を目指すとともに、個人の職業能力の開発や雇用の確保、再挑戦の可能な社会システムの整備、一人ひとりの仕事と生活との調和の確保が重要な課題となっています。

### 【環境共生社会】

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、地球温暖化、酸性雨の問題など、様々な環境問題を深刻化させています。人と自然との共生を図りながら、かけがえのない豊かな自然を守り、環境にやさしいライフスタイルを実践するために、教育分野においてもその役割を果たす必要があります。

## 2. 本市における教育の現状と課題

◎本市においても、出生数の減少と高齢者人口の増加、さらに生産年齢人口の減少といった人口構造の大きな変化により、地域社会全体の活力低下が懸念されます。教育面では、少子化による学校規模の適正化を進めるなど、より良い教育環境を整える必要があります。一方、65歳以上の高齢者が今後3人に1人の割合になり、国全体の高齢化の進展を上回ることから、高齢者の生きがい・仲間づくりを進めるための仕組みや健康づくりを推進することが必要となっています。さらに地域の伝統・文化等を次代に伝える後継者、指導者の確保が課題です。

◎隣県での大きな地震は、本市にとっても身近な問題としてとらえており、防災意識の高揚や防災機能の充実を図っています。その対策の一つとして、子どもたちのまなびの場、地域住民の生涯学習、生涯スポーツの場であり、災害時の身近な避難所となる学校施設の耐震化を早急に進める必要があります。あわせて、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設、地域の文化財等も対応が必要となります。

◎複雑多様化する事故や犯罪は、大都市だけの問題ではなく、どこで起きても不思議でない社会となっています。また、景気の低迷やストレスの多い現代社会は、大人だけではなく、子どもたちにも様々な影響を及ぼしています。子どもたちを事故や犯罪から守るため、そして子どもたちの心のケアをしていくためにも、家庭だけではなく、学校や地域、関係機関がともに支えていく関係を築くとともに、「いのち」「健康」「人権」といった道徳的価値、他者への思いやりの心をはぐくんでいく必要があります。

◎産業構造の変化は、本市にもその影響が及んでおり、子どもの時から職業観や生き方を意識し、一人ひとりのまなぶ意欲や学力を向上させるとともに、豊かな心と健やかな体を育成し、今後の変化の激しい時代を主体的に、切り拓いていくための基盤を養うことが求められています。さらに、生涯を通じ、だれもが教育や学習に取り組み、個人が自立的に社会に参画し、支えあいながら、その成果を活かすことのできる社会の実現を目指す必要があります。

また、家庭の経済状況に関わらず、子どもたちのまなぶ機会を確保するため、国や県との役割を踏まえながら、本市でも支援する必要があります。

◎鳥海山のふもとに広がり、最上川と日本海、県内唯一の離島飛島があり、そして庄内平野に囲まれた本市は、自然豊かですばらしい景観を有するまちであるとともに、多くの自然の恵みを享受して生活しています。また、先人たちの偉業による植林事業は、本市のまちづくりに大きな役割を果たしています。人と自然の共生を図りながら、かけがえのない自然環境を守り、環境にやさしいライフスタイルを実践することは、後世に対する私たちの責任です。そのため、学校教育での社会体験活動や自然体験活動などを積極的に推進するとともに、生涯学習でのまなびを通して、環境問題を知り、それを持続的な実践活動につなげていくことが重要です。

### 3. 教育振興基本計画策定の背景及び趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」と規定しています。これに基づき、国では平成20年に中央教育審議会からの答申を踏まえて教育振興基本計画を策定しています。また、改正教育基本法では地方公共団体に対しても「地方公共団体は、前項（国）の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と計画の策定を求めています。

このような法改正の趣旨を踏まえ、さらに前述のように社会が急速な変化を遂げる中において、生涯を通して、自立して、自らを高め、社会に貢献できる人材育成に努めていくため、本市の教育の方向と取り組むべき施策を示し、計画的に取り組む必要があることから、新たに「酒田市教育振興基本計画」を策定するものです。

#### 4. 教育振興基本計画の範囲

本市教育委員会が現在所管している市立の小学校、中学校等の学校教育、幼児から高齢者までの生涯学習、社会教育、文化財を対象とするほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項に基づき、条例の定めにより市長が管理、執行できるとした教育に関する事務（スポーツ、文化）、子育て支援等市長部局で所管している部門、私立学校等教育委員会で補助執行している部門を含めた内容とします。

#### 5. 教育振興基本計画の計画期間

本計画は、平成21年度に策定し、計画期間は平成22年度から平成31年度までとし、今後10年間を見通した施策と、おおむね5年間に重点的に行う施策を示していきます。

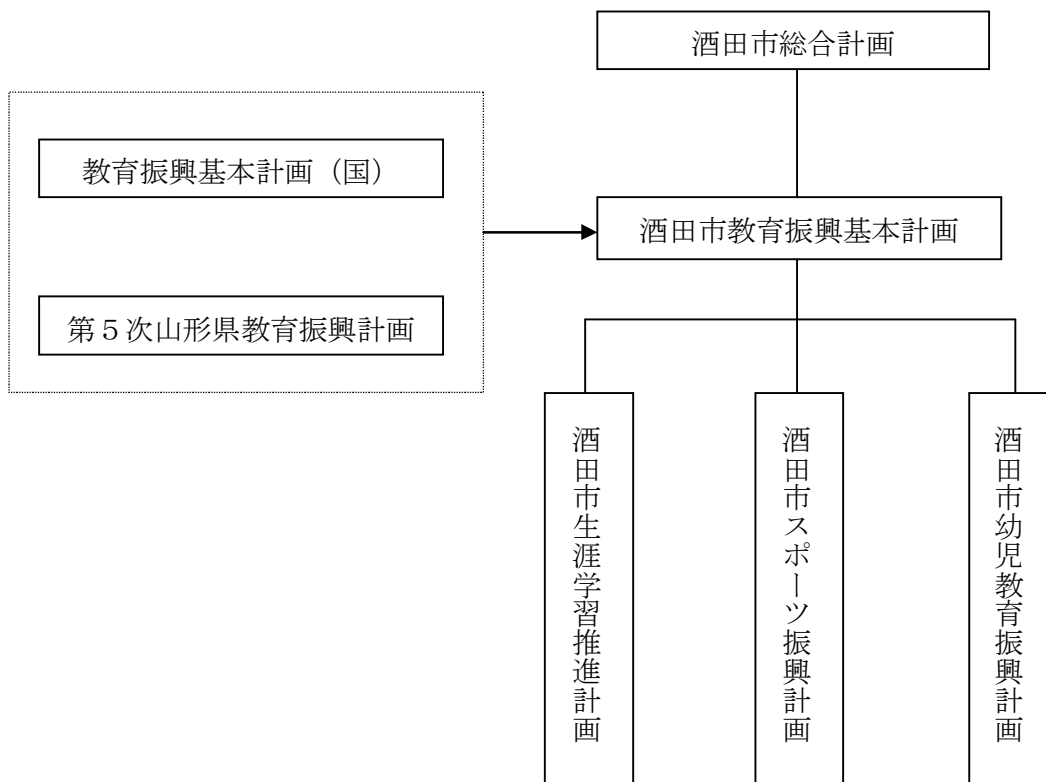
#### 6. 教育振興基本計画の構成

本計画は、3つの教育目標のもとに基本的方向を4つに整理し、それぞれの基本的方向ごとに基本施策、施策を関連付けて示していきます。

#### 7. 他の計画との関係

本計画は、「教育振興基本計画（平成20年7月文部科学省）」、「第5次山形県教育振興計画（平成16年3月山形県教育委員会）」、「酒田市総合計画（平成19年9月）」との整合性を図りながら、すでに計画策定されている「酒田市スポーツ振興計画（平成20年3月体育課）」、「酒田市生涯学習推進計画（平成20年4月生涯学習課）」、「酒田市幼児教育振興計画（平成20年4月学校教育課）」等、教育に関連する個別計画を包括する関係となります。

◎酒田市教育振興基本計画イメージ図



## 8. 教育振興基本計画の進行管理

本計画策定後は、毎年度教育委員会で計画の執行状況について点検、評価を行い、市議会に報告するとともに、ホームページ等で公表します。

## 第2章 教育目標

---

秀峰鳥海山のふもとに広がり、豊かな恵みをもたらす最上川と日本海、そして庄内平野にはぐくまれた酒田は、風格ある歴史と伝統文化に培われた港町として、自由闊達で進取の気風に富むまちです。

この特色ある資産を大切に継承、発展させるとともに、酒田の明日を担う心豊かな人づくりを進めることが、いま強く求められています。

もとより教育の目的は、すべての人がそれぞれに持つ多様な個性と特性を尊重し、自主的精神に充ち、時代の変化に主体的に対応できる人間を育成することにあります。一人ひとりが資質と人格を磨きつつ、他人への思いやりの気持ちを持ちながら行動し、たくましく、想像力に富み、地域社会や国際社会に貢献する人間をはぐくみたいと願うものです。

このような考え方のもとに、酒田市総合計画における新市の将来像「人いきいき まち快適 未来創造都市 酒田」及び基本理念である「心豊かに健やかで未来に向かうまちづくり【人】」「誇りと信頼にあふれる協働のまちづくり【ふるさと】」「創造が世界に広がる活力あるまちづくり【交流】」を踏まえ、次の三つの教育目標を設定します。

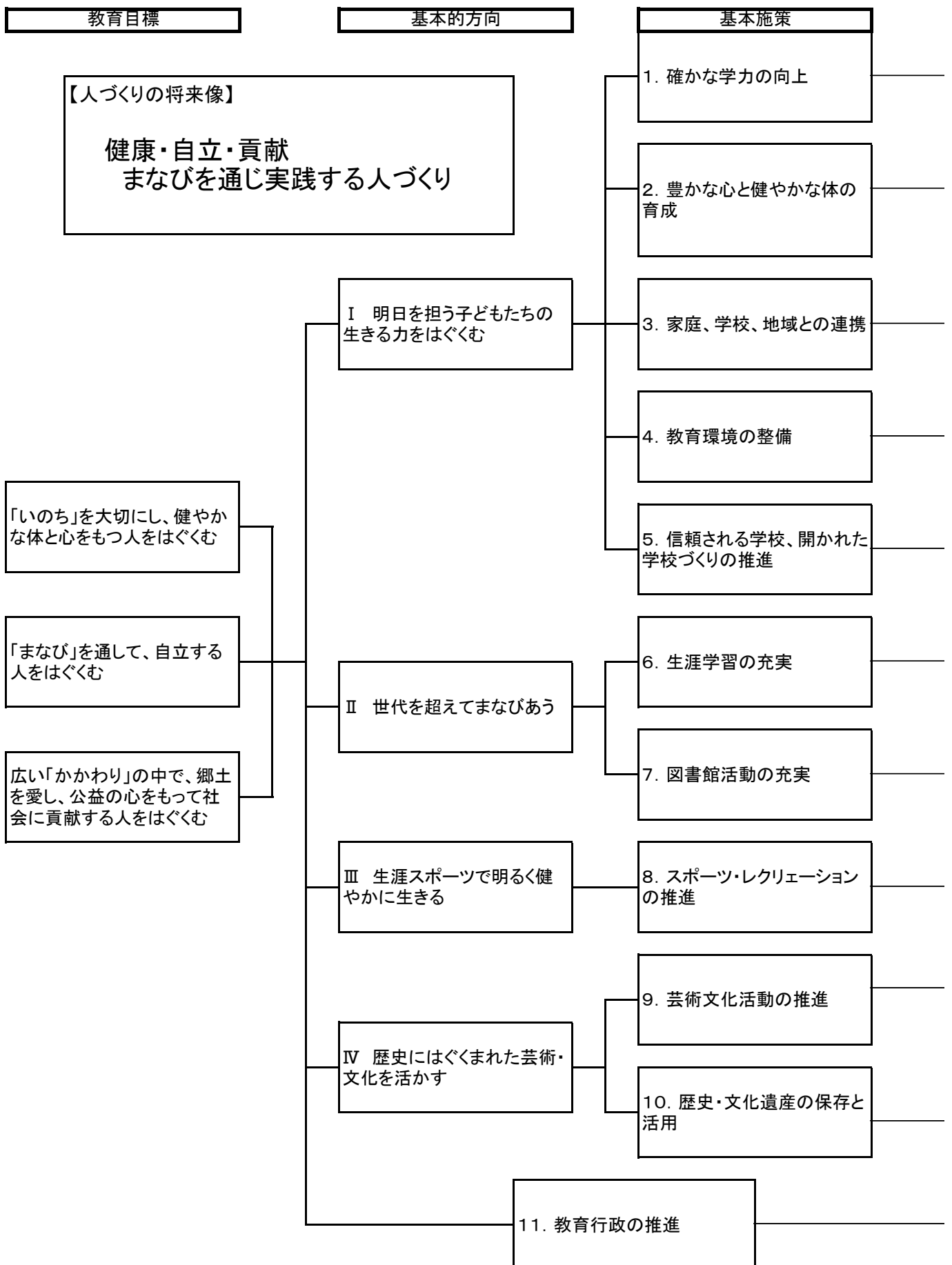
■ 「いのち」を大切にし、健やかな体と心を持つ人をはぐくむ

■ 「まなび」を通して、自立する人をはぐくむ

■ 広い「かかわり」の中で、郷土を愛し、公益の心をもって社会に貢献する人をはぐくむ

このページは空白です。

# 酒田市教育振興基本計画体系図





施 策

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学力向上対策の充実</li> <li>(2) 時代に対応した教育の推進 (国際理解教育、情報教育、科学・ものづくり教育)</li> <li>(3) 読書活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 特別な教育ニーズへの支援</li> <li>(5) 幼保、小、中、高の連携</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒指導等の充実</li> <li>(2) 体験活動、交流活動の推進</li> <li>(3) 相談支援体制の充実</li> <li>(4) 基礎的運動能力の向上</li> <li>(5) 健康教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 食育の推進</li> <li>(7) 安全教育、安全対策の推進</li> <li>(8) 幼児教育の振興</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年の健全育成</li> <li>(2) 家庭教育の支援</li> <li>(3) 地域教育力の向上</li> <li>(4) 地域産業界、高等教育機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 青少年指導活動の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校施設の整備</li> <li>(2) 学校規模の適正化の推進</li> <li>(3) 通学の安全確保</li> <li>(4) 学習バスの運行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 学校ICT環境の整備充実</li> <li>(6) 教育の機会均等</li> <li>(7) 私立学校等の振興</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員研修等の充実</li> <li>(2) 学校運営の公開と学校評価システムの推進</li> <li>(3) 特色ある学校づくりの推進</li> <li>(4) 学校施設の地域開放の推進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習推進体制の整備</li> <li>(2) 生涯学習社会の基礎づくり</li> <li>(3) 学習機会の提供</li> <li>(4) 地域活動の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 学習団体及び社会教育関係団体への支援と連携</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 図書館機能の充実</li> <li>(2) 光丘文庫の保全と活用</li> <li>(3) 子どもの読書活動の推進(再掲)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの基礎的運動能力の向上(再掲)</li> <li>(2) 生涯スポーツの推進</li> <li>(3) 競技スポーツの振興</li> <li>(4) スポーツ施設の整備充実</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 芸術文化の振興</li> <li>(2) 市民の鑑賞機会の充実</li> <li>(3) 青少年の芸術文化活動の充実</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財等の保存と活用</li> <li>(2) 地域における民俗文化財の保存と活用</li> <li>(3) 地域資料の収集と保存</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報広聴活動の充実</li> <li>(2) 効率的な事業執行</li> <li>(3) 教育施策の点検評価</li> </ul>	

## 第3章 基本施策

本計画では、教育目標の実現に向けて、基本的方向に基づき、以下の教育施策を進めます。

### 基本的方向Ⅰ 明日を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ

#### 1. 確かな学力の向上

##### 【現状と課題】

◆全国学力・学習状況調査の実施により、子どもの学力に対する関心が高まってきています。また、新学習指導要領では、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成のバランスを重視することが示されています。本市の学力の状況は、知識・理解面では全国平均を上回るものの、活用に関わる部分に弱さがみられます。これからもまなぶ意欲と学力の向上に向けた取り組みが必要です。

◆時代の進展と社会の変化に伴い、国際理解教育、情報教育、科学・ものづくり教育を推進し、時代にふさわしい能力を身につける必要があります。

国際理解教育では、外国語指導助手（ALT）を配置し、小中学校に訪問指導を行うほか、中学生の海外派遣事業を行っています。今後、学習指導要領の改訂に伴い、小学校5、6年生で行われる外国語活動を積極的に推進していく必要があります。

情報教育では、情報活用能力を育てるために、小中学校にコンピュータネットワークを整備し、学習に利用しています。情報モラルを行動として身につけられるような指導やICT<sup>1</sup>機器を効果的に活用した授業を行うため、教材の開発・指導方法の研究を進める必要があります。また、授業でICTを活用して指導できる教員の割合が、小学校で51%、中学校で46%と低い状況にあります。

資源の乏しい我が国がこれからも発展し続けるためには、「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材の育成が大切であり、本市においても児童生徒が科学技術、ものづくりに興味、関心を持ち、知的好奇心を喚起させるような取り組みが必要です。

◆子どもの読書離れが指摘されている中で、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動

<sup>1</sup> ICT：情報通信技術のことで、コンピュータやコンピュータネットワークなど多くのデジタル機器に係る技術を指します。

ができるよう環境を整備することが求められています。本市においても、学校での読み聞かせや朝読書等を実施しているほか、市立図書館でも読み聞かせ会の開催、ボランティアの養成等に取り組んでいます。また、9か月児健康相談にあわせて、本との出会いのスタートとして、赤ちゃんと保護者を対象とした読み聞かせを行い、家庭における読み聞かせ活動を支援する取り組みも行っています。今後さらに子どもの読書活動を推進するために各学校と市立図書館との連携を強化することが必要です。

◆障がいのある児童生徒の教育は、すべての子どもの学習機会を保障する立場から、障がいの種類や程度に応じた適切な指導のもとに行う必要があります。学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の障がいにより、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な対応を図ることが求められています。

このようにニーズが多様化し、専門的な技能や知識が求められている中で、保護者、関係機関との連携・協力を重視し、より良い支援のあり方を探っていくことやかかわる人材の確保と、酒田に誕生する県立酒田特別支援学校（仮称）をセンターとした地域の体制づくりが今後の課題です。

また、本市在住の外国人児童生徒が、学校での生活に早期に適応できるよう日本語指導を行う必要があります。

◆幼稚園や保育園等から小学校に入学する際に、児童が学習や生活にうまく適応できない事例が見受けられます。また、小学校から中学校に進学した際にも、適応できない生徒もいます。こういった「小1プロブレム」<sup>2</sup>、「中1ギャップ」<sup>3</sup>に対応した取り組みが必要です。

## 【施策】

### （1）学力向上対策の充実＜学校教育課＞

①県教育委員会では、現在中学校1年生までの少人数学級編成（さんさんプラン）を、平成23年度までに中学校3年生まで全面实施する計画です。本市においては少人数指導<sup>4</sup>、ティームティーチング<sup>5</sup>などにより一人ひとりの学習状況を適切に評価するとともに、個に応じたきめ細かな指導を継続し、家庭学習と連動した積み上げのある授業の工夫をさらに進めていきます。

<sup>2</sup> 小1プロブレム：小学校での集団生活に対応できない児童が多く小学1年生での授業が成り立ちにくくなっている問題です。

<sup>3</sup> 中1ギャップ：中学1年生になったとたんに、学習や生活の変化になじめなくなり、不登校が増えたり、いじめが増加する現象です。

<sup>4</sup> 少人数指導：クラスの人数よりも少ない人数でのグループに分けて授業を行うことです。

<sup>5</sup> ティームティーチング：複数の教師で授業を行うことです。

②平成21年度から移行措置として、算数・理科等を中心に新学習指導要領の内容を前倒しして実施しており、平成23年度（小学校）、平成24年度（中学校）の完全実施に向けて教育課程の改善や教材の準備を進めていきます。

③新学習指導要領の主な改善事項にもありますが、教科の特質に応じた言語活動を通し、言語に関する能力の育成を図り、思考力・判断力・表現力の一層の向上に努めます。

④全国学力・学習状況調査が今後縮小される状況の中で、本市では小学校4年生から中学校3年生全員を対象に、学力検査を継続して実施し、本市の児童生徒の傾向を分析するとともに、各学校での授業の指導に活かしていきます。

## （2）時代に対応した教育の推進（国際理解教育、情報教育、科学・ものづくり教育）

### ＜学校教育課＞

①ALTを効果的に活用し、従来の読んだり、書いたりする学習のほかに、小学校段階から、英語を使ってコミュニケーション能力を身につけられるような活動を取り入れていきます。また、世界の国々の理解を深める学習に取り組んだり、直接異文化に触れ、国際感覚の基礎を身につけられるよう海外派遣事業、交流事業を実施します。

②本市の教育用コンピュータの整備状況は、各小中学校に1クラスの児童生徒が1人1台の利用ができる台数を整備しています。今後はさらに、情報モラルを行動として身につけられるような指導を進めるとともに、多くの情報を適切に選択し、有用な情報を活用する能力（メディアリテラシー）の育成に努めます。また、教員の研修を充実させ、すべての教員が授業でICT機器を活用して指導できる体制を目指します。

③夏休みの自由研究などの研究発表会の開催や表彰、ものづくり教室やものづくり塾などの開催を通し、身近な現象を科学的に解き明かそうとする活動、ものづくりの楽しさや必要性を感じさせる活動を推進します。

### 〔目標数値〕

項目	算出方法	現 状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
ICT機器の活用した 指導体制	ICT機器を活用 できる教員割合	小51% 中46%	小75% 中70%	小100% 中100%

## （3）読書活動の推進＜学校教育課、図書館＞

①学校での読書活動を進めるために、多様な観点での図書の充実に努め、積極的な読み聞かせや様々なジャンルの図書紹介等により、読書の幅や楽しさを広げる活動を進めます。読み聞かせは、市立図書館と協力しながら、各学校で活躍されている読み聞かせボランティアの方々との連携方策を検討します。また、朝読書や全校一斉読書の設定や家庭学習に読書を位置付けるなど、本に親しむ時間を確保する取り組みを実施します。

②利用しやすい学校図書室とするため、各小中学校に図書専門員を配置し、市立図書館との連携により、より良い読書環境づくりに努めるなど、図書室経営や読書指導を充実させていきます。

③平成22年度に「酒田市子ども読書活動推進計画（仮称）」を策定し、その計画に基づいて、子どもの読書活動の推進を図っていきます。

[目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
読書活動の推進	学校図書室貸出冊数 (1人当たり月平均)	小6. 6冊	小7. 5冊	小8冊
		中0. 6冊	中1. 5冊	中2冊

(4) 特別な教育ニーズへの支援<学校教育課、管理課>

①特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、小中学校の普通学級、特別支援学級への学習支援員<sup>6</sup>の配置や特別支援教育巡回相談員の訪問を充実させていきます。また、教員や保護者の方が特別支援教育<sup>7</sup>の理解をより深めるための各種研修会を開催していきます。障がいの種類や程度に対応し、児童生徒が学習しやすい特別支援学級となるよう教室の整備を行います。

②学校内の支援体制として、特別支援教育コーディネーター<sup>8</sup>を置くとともに、特別支援校内委員会<sup>9</sup>を設置し、特別支援にかかわる相談活動や連絡調整が組織的に行われるよう保護者、学校、専門機関の連携に努めます。また、幼児期から成長に合わせた個別の支援計画を作成し、継続した支援ができるよう進めていきます。

③平成23年度に新しく設置される県立酒田特別支援学校（仮称）について、地域の特別支援教育のセンター機能を担うものとなるように、県教育委員会や関係機関と連携していきます。

④外国人児童生徒が、学校での生活に早期に適応できるよう日本語指導講師による指導を行うとともに、その児童生徒がもつ知識や経験を活かしていく取り組みを進めます。

(5) 幼保、小、中、高の連携<学校教育課、子育て支援課>

幼稚園・保育園と小学校が連携し、保育や指導についての相互理解を深め、発達やまな

<sup>6</sup> 学習支援員：個別の支援を必要とする児童生徒や複式学級の児童の学習効果を高めるため、学校生活へのより良い適応を図るために学級担任の補助を担当します。

<sup>7</sup> 特別支援教育：従来の特殊教育の対象障がい（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由など）だけでなく、注意欠陥・多動性障がい、学習障がいなどの軽度発達障がいも含めて、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援教育のことです。

<sup>8</sup> 特別支援教育コーディネーター：各学校で教職員の中から選任され、特別な支援を必要とする児童生徒の校内支援体制について、保護者や学級担任の相談窓口や関係機関との連携を担当します。

<sup>9</sup> 特別支援校内委員会：特別な支援を必要とする児童生徒の校内支援体制について検討を行う委員会のことです。

びの連続性を考慮して、幼稚園・保育園と小学校の指導者研修を充実していきます。また、幼児と児童の交流を図ることで、幼児の小学校入学に向けた思いを膨らませ、保護者の安心となるような配慮をしていきます。

小学校と中学校の連携については、特に、9年間を通したまなびのつながりを重視し、各中学校区をまとまりとした教職員相互の研修など、関係機関も含めた連携を一層推進します。さらに、中学校と高等学校についても連絡会等を開催するなど連携を図ります。

## 2. 豊かな心と健やかな体の育成

### 【現状と課題】

◆景気の低迷、高度情報化等による複雑多様化する事故や犯罪が発生し、少子化、核家族化等による人間関係の希薄化が見られる中で、「いのち」の大切さ、他者を尊重し、思いやる心をはぐくみ、公共の精神、道徳観や規範意識を身につけていく必要があります。そのため、学校での集団生活、活動を通して指導していくとともに、家庭・学校・地域が連携した取り組みも大切となっています。

◆本市において、いじめ、問題行動等の発生件数や不登校児童生徒の数は、減少傾向にあります。保護者等にとって最も心配なことであることから、今後とも明るく楽しい学校づくりを推進し、児童生徒の指導・支援体制の充実を図る必要があります。

◆本市の児童生徒は、全国の平均を上回る発育状況ですが、小学校において肥満傾向児の出現率がやや高くなっています。また、体力・運動能力は全国的に長期的な低下傾向にあり、本市においても同様の傾向にあります。体力・運動能力テストの結果から、全国や県平均を下回る項目が見られます。中でも走力は、男女ともに課題が見られます。

◆生活様式や生活環境の変化に伴い、不規則な食生活や摂取栄養量の偏りなどによる心と体の健康問題が指摘されています。また、食生活の多様化により、自らの健康を保持増進するための自己管理能力が必要となっています。そのため、学校給食や栄養教諭、学校栄養士の指導などを通して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせる必要があります。

食は、健康な体や心をつくるだけでなく、自然のしくみや地域、生産活動などについてまなぶ機会でもあります。このため、学校給食においては地産地消を推進するため、地元産米を使った米飯給食を週5日実施しているほか、地元産野菜の使用率（重量ベース）も小学校では46.1%、中学校では31.3%（平成20年度実績）で、年々使用率を高めています。本市の自然やその恵みを知るためにも、今後一層、地元産物の利用を拡大す

る必要があります。

◆災害、交通事故、不審者等学校や通学路での事件、事故に対応するため、警察署等の関係機関、地域、PTA等の協力を得ながら危険を回避する教育や児童生徒に対する交通ルール、マナーについて指導を強化する必要があります。

◆幼児期は、「日々の生活や遊び」を通して、人とのかかわりを持ちながら、社会性を身につけていく大切な時期です。そしてこの時期に行う教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な教育となります。また、少子化、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化の中で、親の子育てをめぐる不安や孤立感が高まり、様々な問題が生じたり、子育ての支援を求める声が増えています。

## 【施策】

### (1) 生徒指導等の充実<学校教育課、管理課>

①授業や学校生活の各場面で、生徒指導の三機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を活かし、自己指導力を高めます。学習指導要領改訂の基本的な考えの一つとして示された道徳教育の充実と「公益の心」のかん養のために、魅力的な教材の選択・開発と活用に努めるとともに、体験を活かす多様な指導を工夫します。

②学校行事、異学年集団での活動や児童会活動、生徒会活動等を通して、所属感、連帯感を高め、自立心や自治意識をはぐくむ活動が行われています。児童生徒の主体性をはぐくみ、規範意識やルールの大切さを主体的に意識できるような児童会、生徒会活動の実践を積み上げていきます。

③学校や地域において、児童生徒の主体的な“想い”による善行を表彰し、人に対する思いやりの心、自然を愛する心を広げていきます。

### (2) 体験活動、交流活動の推進<学校教育課、社会教育課、文化スポーツ振興課>

①生活科、総合的な学習の時間などを通して、地域における奉仕活動や交流活動、自然体験、職場体験などの活動に取り組み、人や自然とのかかわりの中で思いやりの心や自然の営みへの感謝の心、自主性や協調性を養い、自分の育った地域や風習、伝統文化への理解を深めています。今後は、地域の資源や人材を活用した体験活動やより内容の濃い交流活動を推進し、児童生徒が活動を通して、充実できる内容としていきます。

②自然体験活動や地域の清掃活動は、地球温暖化や酸性雨など環境問題について学習するうえで大切な活動であり、本市の豊かな自然環境を活かして、積極的に取り組んでいきます。

③国内の異なる地域性・文化を体験し、そこに住む子どもたちと交流することは、相手に対する思いやりの心や感謝の気持ちをはぐくみ、体験・交流の中で自分たちの地域の

よさを再認識できる機会でもあり、国内交流事業を引き続き行っていきます。また、国内交流事業の統合についても検討していきます。

[目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
交流活動参加児童生徒の満足度	アンケートによる	小92% 中100%	小95%以上 中100%	小95%以上 中100%

### (3) 相談支援体制の充実<学校教育課>

①児童生徒の心の問題には、スクールカウンセラー<sup>10</sup>や教育相談員<sup>11</sup>を各中学校に配置するほか、定期的に個別面談をするなど、積極的に児童生徒の声に耳を傾け、悩みを気軽に相談できる関係をつくり、早期発見、早期対応に努めていきます。また、全職員で見まもり、児童生徒の理解を深めるとともに、変化への早い対応と見届けを組織で行います。

②学校以外での相談支援体制として、教育相談室や適応指導教室<sup>12</sup>（ふれあい教室）を設置し、各種教育相談や不登校の児童生徒への支援ができる環境を提供していきます。

[目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
不登校児童生徒の割合	全児童生徒に対する出現率	小0.16% 中1.92%	小0.1%未満 中1.6%未満	小0.1%未満 中1.3%未満

### (4) 基礎的運動能力の向上<文化スポーツ振興課、学校教育課、子育て支援課>

①運動の楽しさや喜びを体感しながら、基礎的な知識や技能を身につけることができるような授業の工夫改善に努めます。運動やスポーツに親しむ機会、環境づくりや指導者研修を推進します。

②本市独自の体系的プログラムを導入し、基礎的運動能力の発達を強化するとともに、小学校、スポーツ少年団と連携しながら、本市の子どもの体力・運動能力が全国平均を上回ることを目標に体力向上を図ります。

<sup>10</sup> スクールカウンセラー：臨床心理士の資格を持つか、これに準ずる方で、児童生徒の悩みへの対応や保護者への助言支援を担当します。

<sup>11</sup> 教育相談員：特に資格は必要とせず、児童生徒の心の不安を受けとめることを担当します。

<sup>12</sup> 適応指導教室：不登校児童生徒が学校復帰や社会的自立をめざして活動する場所です。



[目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20 年度)	5 年後 (26 年度)	10 年後 (31 年度)
子どもの基礎的運動能力の向上	小学校3年生の 50m走の平均	市平均 (男子 10.26 秒) (女子 10.57 秒)	県平均以上 (男子 10.24 秒) (女子 10.49 秒)	国平均以上 (男子 10.17 秒) (女子 10.45 秒)

(5) 健康教育の推進<管理課、学校教育課>

- ①身体の異常や心の健康問題などに取り組むには、学校医や精神科医等による健康相談を行うとともに、医療機関への受診、栄養や運動等の指導など定期健康診断の結果に基づいた事後指導を進めていきます。
- ②自分の心と体のことを知り、自ら健康に留意していくため、学校医、産婦人科医などの専門家や関係機関の協力を得ながら、健康教育の推進を図ります。
- ③学校保健委員会を中心として、児童生徒の健康に関する生活習慣の実態調査を行い、問題点や改善方策について検討していきます。また、「保健だより」などを通して、家庭での望ましい生活習慣を身につけ、健康についての普及を進めていきます。さらに学校保健連合会など関係機関・団体と連携し、児童生徒の健康づくり運動を推進します。

(6) 食育の推進<管理課、学校教育課、農政課>

- ①栄養教諭、学校栄養士の巡回指導により、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせる活動を進めるとともに、自然の恵みや生産者への感謝の心をはぐくむ機会をつくるため、地元生産者や協力団体とのネットワークをさらに広げていきます。また、「給食だより」などを通して、家庭での望ましい生活習慣を身につけ、食と健康についての普及を進めていきます。
- ②学校給食では、週5日の米飯給食を今後も継続していきます。地元産野菜の利用率については、中学校給食は小学校給食と同程度の利用率を目標とするとともに、小学校給食についても、今後一層地産地消を推進していきます。

[目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20 年度)	5 年後 (26 年度)	10 年後 (31 年度)
地元産野菜利用割合	重量ベースによる地 元産野菜の利用率	小46.1% 中31.3%	小50% 中40%	小50%以上 中50%以上

(7) 安全教育、安全対策の推進<学校教育課、まちづくり推進課>

警察、自治会等の地域関係機関、見まもり隊などの連携を深め、児童生徒の登下校の安全確保を進めます。より実践的な安全教室等を開催し、自他の安全を確保する具体的な対

応・行動の仕方を身につけさせ、危険予測・危険回避の能力を高めます。学校でも交通ルール、マナーについて指導を強化していきます。

#### (8) 幼児教育の振興<学校教育課、社会教育課、子育て支援課>

①子どもの成長に直接的、日常的に影響を与える教員、保育士の役割は、極めて重要であることから、教職員の資質の向上に努めることが大切です。幼児の発達観や保育観を高めるために、自己研修を基盤とした研修体制を確立するとともに、園内外の研修会の開催に対し支援していきます。

②社会全体で子育てを支援するため、児童センター、ファミリーサポートセンター、子育て支援センター等、様々な機関、施設が連携を図りながら、子育て支援を進めていきます。また、家庭教育講座等の充実を図り、親のまなびを支援していきます。

### 3. 家庭・学校・地域との連携

#### 【現状と課題】

◆急激な社会情勢の変化に伴い、子どもを取り巻く生活環境が大きく変化しています。子どもの中には、生活リズムの乱れや、コミュニケーションを取れないといった指摘があります。また、地域行事への参加が減少し、子どもを指導する地域リーダーが育ちにくい状況になっています。子どもたちに対して、何をどのようにまなぶべきかを導き育てていくために、家庭、学校、地域が役割を担いながら、協力関係を築くことが必要です。

◆家庭は子どもの情操や人格形成の基礎を培う重要な教育の場です。核家族化や少子化、地域の地縁的なつながりの希薄化などにより家庭を取り巻く状況が変化し、子育てに対する不安を感じている親が増えています。こうした子育て環境の変化や経済状況等により、家庭における教育力の低下が懸念されます。

◆地域における人と人の結びつきが希薄化する傾向が見られる中で、社会全体の教育機能の低下が懸念されています。地域社会は生活の場であると同時に生涯学習の場でもあります。地域教育力の充実を図るため、長い生活体験から培われた知識や技能を有している地域の人材を活用し、地域内での世代間交流を図り、地域全体の教育力が向上するように、継続した取り組みが必要です。

また、学校においても積極的に地域とつながり、多くの人とのかかわりの中で、人や歴史、伝統・文化、産業など地域の良さを知ることが、地域への愛着につながっていきます。

◆インターネットや携帯電話の普及等は、日常生活が便利になった反面、子どもが事件や事故に巻き込まれる危険もあわせ持っています。次代を担う子どもたちが健全に育つため

の社会づくりを地域全体で取り組む必要があります。

## 【施策】

### (1) 青少年の健全育成<社会教育課>

P T A・学校・地域が互いに協同し、青少年の健全育成のための場とライフステージに応じた学習機会を提供し、親子協同の体験型学習を支援します。また、リーダーや指導者を育成するための研修会を実施するとともに、中高校生ボランティアを研修会に派遣したり、交流会を開催するなど自主活動を支援します。

### (2) 家庭教育の支援<社会教育課>

保護者のまなびを支援するため、子どもの成長に応じた課題を設定しながら、読み聞かせや親子のふれあいの大切さなどに関する各種家庭教育講座や出前講座、全市的な家庭教育講演会やセミナー等を実施します。また、参加者アンケートなどを参考に課題の把握に努め、より参加しやすい事業となるよう学習機会の充実に努めます。

### (3) 地域教育力の向上<学校教育課、社会教育課、管理課>

地域の人々が教えまなびあい、世代間の交流と、生まれ育った郷土の文化、自然に対する豊かな心をはぐくむため、人材の育成と地域の和を醸成し、地域全体で「地域の子」、「社会の子」として、子どもと地域の人々と交流できる機会を設け、かかわりの中で、人づきあいや礼儀についてまなんだり、社会のルールを身につけたり、自分の考えをしっかりと伝える力などをはぐくみます。

①学校のクラブ活動や総合的な学習の時間において、地域の先生をはじめ、多くの方々から支援を受けたり、地域の福祉施設訪問や高齢者擬似体験、牛乳パック回収、空き缶集め等のボランティア活動、地域の自然や歴史・文化にふれあう体験学習などを進めていきます。

②児童生徒、保護者、学校、地域がいっしょになって、手づくりでの学校施設の環境整備を行うことにより、学校への愛着を育て、親子、地域の人々とふれあう機会をつくっていきます。

③地域に伝わる風習や伝統文化を活用するなど、地域の特性を活かして行う青少年の体験活動や健全育成に関わる講座などをコミュニティ振興会に事業委託します。(旧市公民館地区及び総合支所管内コミュニティ振興会)

### (4) 地域産業界、高等教育機関との連携<学校教育課>

児童生徒の職業観のかん養や地域の理解、専門的な分野の体験のために、職場体験の受け入れや、出前授業への講師派遣、学生のボランティアスタッフとしての協力など、地域産業界や東北公益医科大学をはじめとした高等教育機関との連携を推進します。また、地域産業界、高等教育機関、学校との協力により新たな活動ができないか探っていきます。

#### (5) 青少年指導活動の推進<学校教育課>

青少年指導センターが中心となり、小・中・高等学校の生活指導・生徒指導担当者、警察等関係機関との連携を取りながら、街頭指導活動、街頭宣伝活動を実施します。各機関との連携をより一層密にし、情報の共有化と行動の一体化を図っていきます。

### 4. 教育環境の整備

#### 【現状と課題】

◆阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの大きな災害を契機として、防災意識が高まってきています。学校施設は、子どもたちのまなびの場、地域住民の生涯学習、生涯スポーツの場であるとともに、災害時の身近な避難所となることから施設の耐震化が求められています。本市の学校施設の耐震化率は、平成20年度で、小学校が54.8%、中学校が62.5%となっており、早急に耐震補強や改築を進める必要があります。

◆少子化が進む中で、本市でも小中学校の小規模化が顕在していますが、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、学校規模の適正化を進め、教育環境をより良く整える必要があります。このことは、高等学校においても同様であり、市内の高等学校再編が避けられない状況にあります。

◆通学の安全を確保するため、遠距離通学対策として、通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上の児童生徒にスクールバス等の対応を行っています。今後、さらに学校規模の適正化を図るうえで、遠距離通学対策は重要な課題となってきます。また、通学途中での事件や事故から児童生徒を守るために、地域の協力を得ながら安全を確保する必要があります。

◆学校教育の中で、社会体験活動や自然体験活動などの校外学習が増えてきています。児童生徒の安全な移動を確保する必要があります。

◆情報活用能力を育てるため、小中学校すべてに1クラスの児童生徒がコンピュータを利用できる台数を整備しています。また、校務用コンピュータ、電子黒板、デジタルテレビの整備も行っております。今後もICT機器の進歩に対応した整備を進める必要があります。

◆昨今の厳しい経済情勢の中でも、子どもたちの教育を受ける機会を確保するため、家庭の経済状況にかかわらず、高等学校や高等教育機関への修学の機会が確保されることが求められています。

## 【施策】

### (1) 学校施設の整備<管理課>

①耐震診断結果で耐震性がないと診断された学校施設については、平成27年度完了を目標に年次計画的に耐震補強工事、改築工事を進めていきます。また、耐震補強を進めるにあたっては、老朽改修も同時に行いながら教育環境を整備していきます。

②学校施設の安全点検を学校等と連携しながら、危険箇所等の改修、修繕を計画的かつ速やかに行います。

[目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
学校施設の耐震化の割合	耐震化済みの学校施設割合(校舎、体育館)	小54.8% 中62.5%	小85% 中90%	小100% 中100%

### (2) 学校規模の適正化の推進<管理課>

①酒田市小・中学校学区改編審議会から答申された「酒田市立小・中学校の学校規模に関する基本方針(平成19年2月)」に沿って、地域の方々の理解を得ながら、学校規模の適正化を進めていきます。

平成22年度 鳥海中学校、八幡中学校の統合

平成23年度 第一中学校、第五中学校の統合

平成24年度 第二中学校、平田中学校の統合

平成25年度 東平田小学校、中平田小学校、北平田小学校の統合

なお、亀城小学校と港南小学校の統合のほか、今後、小規模化が進む小中学校については、引き続き適正配置に努めていきます。

②平成24年度に市内の県立・市立の4つの高等学校を統合した県立酒田新高校(仮称)が新設される予定であり、事業主体である県教育委員会や関係機関等と調整しながら、円滑な統合に向けた取り組みを進めていきます。

### (3) 通学の安全確保<学校教育課>

①遠距離通学対策として、児童生徒が安全安心に登下校できるよう一定のルールを定めて、スクールバス運行や路線バスの定期券等の給付を行っていきます。また、冬季通学対策として、通学距離が概ね3km以上の児童生徒に対して、スクールバス対応やバス借上げ、路線バスの定期券等の給付を行っていきます。

②交通安全指導員による通学の交通安全を推進するほか、見まもり隊等地域の協力を得て、安全安心な通学の確保に努めます。

#### (4) 学習バスの運行<学校教育課>

市で保有している学習バスを積極的に活用し、社会体験活動や自然体験活動などの校外学習の安全を図っていきます。

#### (5) 学校ICT環境の整備充実<学校教育課>

時代に対応したICT環境としていくため、教育用コンピュータの定期的な更新を進めるとともに、機器の整備を充実させていきます。また、小中学校の教員に校務用コンピュータを配備し、事務の効率化を進める体制を整備していますが、これらを含めたICT機器の運用にかかわるセキュリティポリシーを策定していきます。

#### (6) 教育の機会均等<管理課>

国や県の施策を踏まえながら、大学等修学に係る経済的支援を図り、教育を受ける機会を確保するため、市独自に給付型奨学金や教育ローンへの利子補給を行います。また、私立高等学校に在学する生徒に対して、授業料等の軽減補助を行います。

#### (7) 私立学校等の振興<管理課、学校教育課、子育て支援課>

これまで独自の教育理念のもと、本市の教育振興に貢献している私立学校、私立幼稚園の健全な運営に資するため、支援していきます。

## 5. 信頼される学校、開かれた学校づくりの推進

### 【現状と課題】

◆学力向上や教育現場のICT化、特別支援教育、不登校対策などを効果的に進めていくためには、児童生徒と直接向き合う教員が、その資質・能力を絶えず向上させる必要があります。また、学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるための対応が求められています。

◆それぞれの学校が地域に根付き、地域から愛されるためには、学校運営、教育活動等に地域住民や保護者が参画し、その意見を取り入れるとともに、適切に説明責任を果たすことが大切となります。

また、児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ、自校らしさを発揮し、教育的効果を高めるために、自校なりのビジョンを持ち、核となる教育活動の重点化・焦点化を図っていくことが課題となります。

◆生涯学習、生涯スポーツの高まりにあわせ、地域の中でも様々な団体が活動を行っています。小中学校施設を地域に開放し、地域団体が利用することにより、学校が地域活動の拠点となっています。

## 【施策】

### (1) 教職員研修等の充実<学校教育課>

①学校研究に沿った校内研究会への指導主事の派遣を充実させ、指導法の改善に向けた研修を学校全体で行います。また、様々な課題、解決能力向上や教科ごとの教師の指導力向上、意識向上に向けた各種研修活動を県教育委員会や教育研究所、理科教育センターとともに充実させていきます。

②学校教育に対する信頼を確保し、教員の資質を向上させるために教員評価<sup>13</sup>に取り組んでいきます。また、各学校に設置している校内倫理委員会の中で、教職員の綱紀保持のための活動を定期的に行っていきます。

### (2) 学校運営の公開と学校評価システムの推進<学校教育課>

①保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と地域が一体となって、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを進めます。

②教育活動等の成果と検証を行うため、すべての学校で学校評価システム<sup>14</sup>に取り組み、学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たしていきます。具体的には、学校運営に関し教職員、生徒、保護者によるアンケートの実施と分析を行い、学校だより等で保護者や地域の方々に公表し、学校運営の改善に努めます。

### (3) 特色ある学校づくりの推進<学校教育課>

児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ、各学校の経営の柱として、特色ある教育活動を展開し、育てたい児童生徒の姿を明確にして、より良い子どもの育成を目指していきます。

### (4) 学校施設の地域開放の推進<管理課>

学校施設を学校教育や安全管理に支障のない限りにおいて、公開授業や地域に開放し、保護者や生涯学習、生涯スポーツの活動に供することにより、学校と地域、家庭との連携を深めていきます。

---

<sup>13</sup> 教員評価：教員の指導力等の向上のために、授業指導や学級経営など教育活動全般について立てた目標に対してどこまで到達できたかを自己評価及び所属長による評価を行うものです。

<sup>14</sup> 学校評価システム：学校の教育活動等の成果を検証し、児童生徒がより良い教育を受けることができるように、教育の改善と発展を目指して行われるものです。教職員が行う内部評価や保護者・地域住民等の学校関係者が行う学校関係者評価、学校と直接関係のない専門家が行う第三者評価があります。

### 6. 生涯学習の充実

#### 【現状と課題】

◆情報技術の発展により社会が大きく変化する中、その技術を活用し、市民の学習ニーズの把握に努め、学習情報の収集と提供が必要です。また、学習活動には、より広範な市民が参加することから、学習しやすい施設や環境づくりを進めることが必要です。

①市広報やホームページ、各種チラシなどを通じて、様々な学習情報を提供しています。パソコンが普及し、インターネットによる情報収集が急速に進んでいることから、市ホームページの充実に努める必要があります。また、学習指導者や各種学習団体・サークル、利用可能施設の紹介など、学習活動を行ううえで、市民に十分な情報を提供できる体制が求められています。

②生涯学習施設やスポーツ施設、学校施設などの公共施設をはじめ民間の施設においても、スポーツや文化活動などの学習活動の拠点として利用されています。特に、公共施設については、誰もが等しく、安全で快適に利用できるような施設運営が求められます。

◆学習の効果をより高いものとするため、「幼児」から「成人」までの分野ごとに各種講座やセミナー等を実施しています。各年代のニーズや課題を把握しながら、よりニーズの高い、参加しやすい事業となるよう常に見直す必要があります。また、年代別の参加状況を見ると青年層（特に男性）の参加を促進することが課題です。

◆学習意欲の更なる向上と生きがいづくりや仲間づくりのため、学習サークルや団体が、自らまなんだ成果を発表したり、紹介する機会として「生涯学習まつり」を実施しています。また、市民の活躍する場を確保するために、市民が提案する学習講座を支援する事業を行っています。

市民の学習ニーズの適確な把握と社会の要請を踏まえ、適切な学習課題の設定と自発的な学習活動の支援を行うことが必要です。

◆少子高齢社会や環境問題、防犯、防災、まちづくりなどの現代的課題について、東北公益文科大学をはじめとした高等教育機関と連携した学習機会の提供を行っています。また、学習関係団体も、様々な課題に対して学習活動や学習機会の提供を行っているところですが、今後とも、それぞれと連携を図りながら、効果的な学習機会の提供を図ることが必要です。



## 【施策】

教育基本法に規定する生涯学習の理念（第3条：国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない）を実現するため、中核的役割を持つ社会教育行政の中で、以下の施策を推進します。

### （1）生涯学習推進体制の整備＜社会教育課＞

市広報やホームページ等を活用したり、生涯学習サークル・団体の情報誌を作成して、市民が知りたい情報を充実させていきます。また、生涯学習指導者を増員し、市民からの相談等に対応するなど、誰もが学習に参加しやすい環境づくりを整備していきます。

また、生涯学習施設は、誰もが等しく活用できるように、必要な改修や修繕を行うなど、安全・快適で使いやすい施設運営に努めます。

### （2）生涯学習社会の基礎づくり＜社会教育課＞

学習効果を高めるため、生涯各期に必要な課題を設定し、各種講座等の事業展開を推進・支援します。事業の計画にあたっては、参加者に対するアンケート調査による満足度を参考に随時見直しを行い、市民ニーズの高い内容を実施するとともに、青年層がより参加しやすい講座等の開設に努め、学習意欲の高まりを促進します。

[目標数値]

項目	算出方法	現状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
生涯学習事業の満足度	アンケート調査	80%	83%	85%以上

### （3）学習機会の提供＜社会教育課＞

市民が自らを高めて、社会の急激な変化に対応できるよう、東北公益文科大学や各種機関等と連携し、「市民大学講座」や「出前講座」などを実施し、新しい課題に関する学習機会の提供に努めます。

また、市民が生涯各期においてまなぶことができるように、各種講座等を計画・実施し、多様化・個別化する学習ニーズに応えるとともに、教室・講座事業の自主サークル化を促進し、サークルのリーダー育成をはじめ、生涯学習について豊富な知識・経験を持つ生涯学習ボランティアを育成し、広く指導者として活躍できる体制をつくります。

### （4）地域活動の活性化＜社会教育課、まちづくり推進課＞

地域活動の中心的役割を果たすコミュニティ振興会に対しては、社会教育課職員等が地域担当制を敷いて相談体制を強化します。特に、旧市公民館地区及び総合支所管内コミュニティ振興会へは、地域に伝わる風習や伝統文化を活用するなど、地域の特性を活かした

青少年の体験活動や健全育成に関わる講座等を事業委託し、地域活動がより活性化するように支援します。

また、人材登録制度を見直し、これまでの講座等の受講者や、地域で様々な特技を持って活動している方々を「地域の先生」として登録いただき、市民からの相談に対応するなど、まなんだ成果を地域社会に活かせる仕組みづくりで公益活動の振興を図ります。

#### (5) 学習団体及び社会教育関係団体への支援と連携＜社会教育課＞

学習団体及び社会教育関係団体に対して財政的な支援を行うとともに、各種事業の開催にあっては、相談の窓口となり効果的な運営が図られるよう支援します。

## 7. 図書館活動の充実

### 【現状と課題】

◆価値観の多様化や高度情報化が進み、また高齢社会での余暇時間が増加する時代において、市民ニーズとして知識や教養の習得機会を求める声が年々増えています。読書機会の提供は、個人の資質向上と地域の知的文化水準の向上につながり、ひいては地域づくりの人的資源になります。図書館利用の堅調な伸びはこうしたニーズの現れであり、図書資料や読書環境の充実が望まれています。また、図書資料が時代のテーマに即応していることや、カセットやビデオ・DVDなどを媒体とした視聴覚資料が充実していることも求められています。

◆合併による市域の拡大により、旧1市3町における知的文化遺産を後世に伝えていくため、幅広く郷土資料の収集・保存に取り組む必要があります。

◆中央図書館は昭和57年に開館し、30年近く経過しています。施設面積は県内の市立図書館では下位にありながらも、施設利用者や貸出冊数等は県内でも上位にあります。市民の利用は年々増加している中、物理的な施設面積には限界があり、今後の利用拡大やサービスの向上を図る上での大きな課題となっています。

◆光丘文庫は、大正14年の建築から既に80年以上が経過しているため、建物の老朽化が進んでいます。このため、適切な管理・保存のため定期的に補修等を行う必要があります。建物は市指定文化財に指定されており、蔵書も県・市指定文化財を始めとする貴重な古文書や石原莞爾など先人の旧蔵書類が多数所蔵されています。現在は、文言解読などのレファレンスや古文書の分類・整理・監修、翻刻作業、所蔵本の企画展示などの業務を行っています。

周辺には「文学の散歩道」もあり、最近では映画「おくりびと」効果で観光に訪れる方

も増加しています。

◆「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月文部科学省）」が制定され、これに基づいて「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月閣議決定）」や「山形県子ども読書活動推進計画（平成18年2月山形県教育委員会）」が策定されました。あわせて、各市町村単位での「子ども読書活動推進計画」の策定も努力義務として盛り込まれ、本市でも計画を策定し、その計画に基づいて、子どもの読書活動を推進するための取り組みが求められています。

## 【施策】

### （１）図書館機能の充実<図書館>

- ①各年代層に合わせて幅広い分野にわたる適切な選書を行います。
- ②多方面での情報収集により幅広い分野での収集を行います。
- ③中央図書館、各分館、ひらた図書センターや東北公益文科大学メディアセンターとの連携により、市民の要望への対応、利便性を向上させます。
- ④図書館施設の整備の検討を行います。

#### [目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
図書館利用状況	館外貸出冊数	546,768冊	587,000冊	667,000冊
	館外貸出人数	150,842人	160,000人	165,000人

### （２）光丘文庫の保全と活用<図書館>

建物の保存や古文書の適切な保管・整理を継続しつつ、観光資源としての活用も含めた将来構想の検討を行います。

### （３）子どもの読書活動の推進（再掲）<図書館>

国や県の基本計画等に基づきながら、平成22年度に「酒田市子ども読書活動推進計画（仮称）」を策定し、その計画に基づいて、子どもの読書活動の推進を図っていきます。

## 基本的方向Ⅲ 生涯スポーツで明るく健やかに生きる

### 8. スポーツ・レクリエーションの推進

#### 【現状と課題】

- ◆わが国の子どもの体力・運動能力は長期的な低下傾向にあり、本市においても同様の傾向にありますが、特に小学校高学年の体力・運動能力テストの結果が全国や県平均を下回るなどの状況が見られます。
- ◆健康志向、余暇時間の拡大などにより市民のスポーツ需要が高まるとともに、高度化、多様化してきています。
- ◆競技スポーツの振興は、各競技団体や中学校体育連盟、高等学校体育連盟、大学運動部等が負うべきところが大きいわけですが、生涯スポーツやまちづくり、地域の活性化を図るうえからもきわめて重要なことであり、意欲ある青少年の期待に応えられる体制を構築する必要があります。
- ◆市民スポーツの活性化のために「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽に多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境の整備が重要です。

#### 【施策】

##### (1) 子どもの基礎的運動能力の向上（再掲）

＜文化スポーツ振興課、学校教育課、子育て支援課＞

本市独自の体系的プログラムを導入して、幼児期からの基礎的運動能力の発達を強化するとともに、プログラムの普及推進、子どもの運動能力の把握に努め、小学校、スポーツ少年団と連携しながら、本市の子どもの体力・運動能力が全国平均を上回ることを目指します。

##### (2) 生涯スポーツの推進＜文化スポーツ振興課＞

体育振興会、体育指導委員会、総合型地域スポーツクラブと連携しながら、市民一人ひとりのニーズに応じた、いつでもスポーツに親しみ、楽しめるスポーツ環境の整備充実に努めながら、市内全地区に体育振興を目的とする組織の設立を促進します。

##### (3) 競技スポーツの振興＜文化スポーツ振興課＞

優秀選手の育成・競技力向上のため、体育協会を核とする一貫指導体制の整備を図り、体育協会ならびに加盟団体への直接、間接的支援を継続し、選手の育成強化、指導層の資

質の向上を目指します。

#### (4) スポーツ施設の整備充実<文化スポーツ振興課>

地域の拠点としてまちづくりと一体となったスポーツ環境づくりを図りながら、すべての市民が楽しめるユニバーサルデザイン<sup>14</sup>、バリアフリー化に配慮した整備を進めます。

また、施設の整備にあたっては、安全の確保、競技規則上の施設・設備の改善を優先しながら整備するとともに、老朽化している陸上競技場の大規模改修の検討を行います。

### 基本的方向Ⅳ 歴史にはぐくまれた芸術・文化を活かす

#### 9. 芸術文化活動の推進

##### 【現状と課題】

◆優れた芸術文化に触れ、あるいはいろいろな表現活動を行うことによって、心豊かな生活を実現するとともに活力ある社会を形成することができます。市内には数多くの文化団体・グループがあり、それぞれ独自の活動を行っていますが、県内他市町村に先駆けて昭和32年から市民の芸術文化活動を広く一般に公開する場として市民芸術祭を開催しています。最近の傾向として、各団体・グループの高齢化、若年層の文化活動が低調であるなど指摘されており、市民の文化活動と市民芸術祭をさらに活発化させるために、各団体・グループ間の連携、若年層への参加の働きかけや、新たなニーズへの対応を図っていく必要があります。

◆芸術文化の振興、奨励を目的として、庄内文化賞や阿部次郎文化賞、土門拳文化賞などの顕彰事業を行っており、いずれの賞も歴史を重ねてきていますが、時代の変化に応じた対象分野や賞の意味付けなどについて再検討していく必要があります。

◆多様な芸術文化作品を鑑賞する機会を提供することが求められており、市民会館（希望ホール）、写真展示館（土門拳記念館）、市美術館などの文化施設を活用して、市民ボランティアと連携し、市民ニーズに配慮しながら、良質な文化芸術作品を提供できるよう努める必要があります。

<sup>14</sup> ユニバーサルデザイン：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、できるだけ多くの人が、年齢や障がいなどを意識せずに、自然なかたちで利用できるデザインを指します。

◆青少年の芸術文化活動を充実させていくためには、学校や地域との連携を強化する必要があり、学校や地域が受け入れやすい事業を考えていく必要があります。

## 【施策】

### (1) 芸術文化の振興<文化スポーツ振興課>

①市民芸術祭をさらに活性化させるために、複数の出演団体が一つのテーマに沿って協働して大きな成果を上げている開幕公演のように、各団体が個別に実施している事業も共催や相互に協力するなどの働きかけを行っていきます。また、若年層に参加を促すよう努めていきます。

②各文化施設や公共施設などを使って、市民が表現活動を行う場の提供を積極的に行っていきます。

③庄内文化賞や阿部次郎文化賞、土門拳文化賞の役割などを時代や目的に沿ったものとするとともに、新たな応募者の掘り起こしに努め、より地域の文化振興につながる顕彰としていきます。

#### [目標数値]

項目	算出方法	現 状 (20 年度)	5 年後 (26 年度)	10 年後 (31 年度)
市民芸術祭入場者数	入場者数実績	29,263 人	31,000 人	32,000 人

### (2) 市民の鑑賞機会の充実<文化スポーツ振興課>

市民が優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実を図っていきます。

①市民会館（希望ホール）は、市民公募による企画運営委員会を組織し、市民ニーズを踏まえて上演作品を決定するなど、市民本位の自主事業としていきます。また、街かどコンサートなどの関連事業を実施して、希望音楽祭の充実を図ります。

②写真展示館（土門拳記念館）と市美術館は、企画展のほかワークショップやギャラリートークなど多彩な企画事業を実施していきます。

### (3) 青少年の芸術文化活動の充実<文化スポーツ振興課、学校教育課、社会教育課>

学校教育や生涯学習と連携して、オーケストラのリハーサル体験や伝統文化こども教室のほか、いろいろな事業の可能性を探りながら青少年の芸術文化活動の充実に努めていきます。

## 10. 歴史・文化遺産の保存と活用

### 【現状と課題】

◆本市には、平安時代の出羽国府跡と言われている城輪柵跡や港町、米どころとして栄華を極めた当時の建造物、城下町として風格のある町なみ、日本の原風景とも言える茅葺屋根の農家などが残されているほか、松山能、黒森歌舞伎に代表される民俗芸能もいまなお継承されています。また、社会に大きな影響を与えた偉人も多く輩出しております。地域固有の貴重な歴史、有形・無形の文化遺産やそれらを取り巻く景観を含めて、市民共有の財産として継承していく必要があります。

◆歴史上、芸術上、学術上価値の高い文化財は、国・県・市がそれぞれの段階で指定し、本市では399件（平成21年4月1日現在）が指定され、保護に努めています。そのほか各地域には未指定でも大切に保存されている歴史・民俗資料や建造物、民俗文化財などがあり、実態把握や調査を進めながら、重要なものについて保存を図る必要があります。

また、文化財に指定されている旧鑑屋や旧阿部家、旧白崎医院などは、本市の優れた文化財としての理解を深め、愛護思想の普及のために広く公開していますが、より有効な活用を検討していく必要があります。

◆本市には、250箇所余（平成21年4月1日現在）の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。各種開発事業による埋蔵文化財の保護のため、埋蔵文化財包蔵地の周知や、発掘調査を実施していますが、埋蔵文化財の周知区域において開発行為が実施される場合、開発者と連携を保ちながら、保護と開発の調整を図る必要があります。

◆各地に受け継がれてきた有形・無形の民俗文化財は、県・市の指定文化財のうち、支援が必要な団体に対し補助金を支出し、また、地域の保存会の連合体である酒田市民俗芸能保存会を組織し、その保存伝承に努めています。しかし、無形の文化財は、社会環境の変化により地域での活動だけでは保存・伝承が難しくなっています。そのため、各団体のマンパワー不足を行政として側面から支援していく必要があります。

◆本市の地域資料は、市立資料館、松山文化伝承館にそれぞれ収蔵するほか、南遊佐収蔵庫、中平田小学校に分散して収蔵しています。各施設の収容能力は限界に達しており、資料の安全管理を図る施設の整備が急がれます。

阿部記念館は、阿部襄、次郎の生家保存と顕彰を目的に設置していますが、両氏の業績についてのわかり易い展示方法などを検討する必要があります。

各施設とも資料の安全性を確保し、効率的な管理のために、データベース化や施設の整備を検討するとともに、相互の連携による共同の企画などを進める必要があります。

## 【施策】

### (1) 文化財等の保存と活用<社会教育課>

- ①市内に存在する資料について調査し、貴重なものについて指定を行います。
- ②文化財を適切に保護するために、文化財保護指導員と連携しながら地域に即した保護、保存、活用を推進します。これまで城輪柵跡などで調査された出土品について分類整理を行い、その成果を公開するとともに、周辺遺跡との関連も含め保存・活用のあり方について検討します。
- ③地域の貴重な財産であり観光資源でもある文化財について、行政の各部門、NPOやボランティア、各種団体との連携を深め、地域の活力を活かし有効な保存・活用方を検討します。
- ④文化的景観の保護では、景観法（平成16年6月国土交通省）、市景観条例（平成19年12月）による景観計画や県が推進する「最上川の文化的景観」の選定の動きと連携しながら、保存・活用方を検討します。
- ⑤埋蔵文化財に精通した専門職員を継続的に養成し、効率的・専門的な埋蔵文化財行政の運営に努めます。
- ⑥市の所管する文化財施設について、適切に管理を行うとともに入館者の増加を図ります。また、より魅力あるソフト事業を展開するために、市民との協働による事業の展開を図ります。

### (2) 地域における民俗文化財の保存と活用<社会教育課>

- ①県・市の無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体に対する助成を継続します。子どもたちが取り組む民俗芸能の保存継承活動に対し、公演会などへの参加機会を促進するとともに、山形ふるさと塾事業を通して、将来民俗芸能の後継者となる子どもたちが、地域社会の一員として、地域や民俗芸能を愛する心をはぐくみます。
- ②酒田市民俗芸能保存会への未加盟団体への加盟を促進します。民俗芸能公演会の開催や他団体の行う公演会、観光イベント等において、発表・観賞の機会を提供します。

#### [目標数値]

項目	算出方法	現状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
民俗芸能保存団体育成	民俗芸能保存会登録団体数	31団体	33団体	36団体

### (3) 地域資料の収集と保存<社会教育課、学校教育課>

- ①地域資料を良好な状態で保存し、整理するとともに、市民への公開に努めます。また、貴重な資料の安全管理を図るため、施設整備について検討していきます。



②各館の役割と相互連携を深め、郷土の歴史や生活文化などへの関心と理解を深める調査研究と魅力ある企画展示を行うとともに入館者の増加に努めます。

③学校教育や生涯学習との連携や情報の提供を推進します。

【目標数値】

項目	算出方法	現 状 (20年度)	5年後 (26年度)	10年後 (31年度)
市立資料館入場者数	入場者数実績	5,876人	6,000人	7,000人以上
松山文化伝承館入場者数	入場者数実績	4,794人	4,900人	5,000人以上

## 11. 教育行政の推進

### 【現状と課題】

◆教育行政を効果的に推進していくためには、市民や教育現場の声を反映させながら進めていく必要があります。そのため、市民や教育現場に対し情報を提供するとともに、その声を聞き、適切な事業選択・事業執行に努めていくことが大切です。

◆厳しい財政状況の中、多様な市民ニーズに応えていくためには、効率的な運営を進めていくことが求められています。そのためには、行財政集中改革プランや教育施策の点検・評価、日常的な事務改善を通して、事業等の見直しを進めていく必要があります。

### 【施策】

#### (1) 広報広聴活動の充実

市広報・ホームページ等を活用して、教育委員会会議や事務・事業を周知していくとともに、市民の声・要望を的確に捉えるべく広聴活動をより一層充実させていきます。そのため、教育委員の学校訪問や移動教育委員会・教育懇談会を計画的に行うとともに、各種審議会、協議会等市民参加を進めていきます。

#### (2) 効率的な事業執行

厳しい財政状況の中、社会経済情勢の変化や新しい行政需要に対応し、行政サービスを充実させるため、行財政集中改革プラン等に基づき、事務事業の見直し、施設や組織の統廃合等、効率的で効果的な行政運営、事業執行を行っていきます。

#### (3) 教育施策の点検評価

本計画に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価」を毎年度実施

し、施策や事業の必要性・効果・経費などを点検・評価します。また、複数の学識経験者を知見の活用し、専門的・客観的立場からの意見も聞きながら、適切な事業選択や改善、見直しを行っていきます。

## 第4章 重点的に取り組む施策

第3章で述べた基本施策の中で、今後おおむね5年間で以下の事項について、特に重点的な取り組みを推進します。

### 1 確かな学力の向上

#### 学力向上対策の充実

- 少人数指導等による指導法の改善を通し、個に応じたきめ細かな指導の充実
- 新学習指導要領に対応した授業等の改善
- 小中9年間を見通したまなびの推進

#### 時代に対応した教育の推進

- 英語コミュニケーション能力を養う活動の推進
- ICT機器を活用した指導体制の充実

#### 読書活動の推進

- 学校図書の実充
- 学校での読書活動や家庭との連携による本に親しむ取り組みの推進
- 市立図書館との連携による読書環境づくりの推進

#### 特別な教育ニーズへの支援

- 学習支援員、特別支援教育巡回相談員の充実
- 個別の支援計画の作成と継続した支援体制の推進
- 学校内の支援体制、家庭・学校・専門機関との連携の強化
- 県立酒田特別支援学校（仮称）と地域との連携の強化

## 2

# 豊かな心と健やかな体の育成

### 体験学習、交流活動の推進

- 地域での奉仕活動や交流活動、自然体験、職場体験等の充実
- 国内交流事業の体制の検討と推進

### 相談支援体制の充実

- スクールカウンセラー、教育相談員の配置と活動内容の充実
- 教育相談、不登校児童生徒への支援の充実

### 基礎的運動能力の向上

- 運動、スポーツに親しむ機会、環境づくりの推進と  
指導者研修の実施
- 本市独自の体系的プログラム導入による基礎的運動能力  
向上の強化

### 食育の推進

- 栄養教諭、学校栄養士の巡回指導による食育指導の推進
- 自然の恵みや生産者への感謝の心をはぐくむ地元食材の  
利用向上

# 3

## 家庭、学校、地域との連携

### 家庭教育の支援

- 各種家庭教育講座、セミナー等の実施

### 地域教育力の向上

- 学校のクラブ活動、総合的な学習での地域人材、地域資源を活用した交流事業の促進
- 学校の手づくり環境整備を通じたふれあいの場の提供
- コミュニティ振興会が行う地域の教育力向上のための事業支援
- 中高校生ボランティアの自主活動への支援

# 4

## 教育環境の整備

### 学校施設の整備

- 学校施設の耐震化（改築、補強、改修）の推進

### 学校規模の適正化の推進

- 小中学校の適正配置の推進
- 県立酒田新高校（仮称）の円滑な開校に向けた取り組みの推進

### 通学の安全確保

- 遠距離通学対策の推進

### 学校 I C T 環境の整備充実

- 時代に対応した I C T 環境の整備充実
- セキュリティポリシーの策定

### 教育の機会均等

- 高等教育機関への修学支援の推進

# 5

## 信頼される学校、開かれた学校づくりの推進

### 教職員研修等の充実

- 児童生徒の理解を深める研修の充実
- 授業力向上・授業改善のための研修の充実
- 教員の資質向上のための研修の充実

### 学校運営の公開と学校評価システムの推進

- 学校運営に対する評価機能の充実

### 特色ある学校づくりの推進

- 児童生徒、地域の実態に応じた特色ある学校経営の推進

**生涯学習社会の基礎づくり**

- 生涯学習推進のための各種講座の充実

**学習機会の提供**

- 高等教育機関との連携

**地域活動の活性化**

- 地域のコミュニティ団体への支援

**学習団体及び社会教育関係団体への支援と連携**

- 学習団体及び社会教育関係団体への財政的支援、相談対応



# 7

## 図書館活動の充実

### 図書館機能の充実

- 図書館のネットワーク利用によるサービスの充実
- 図書館施設の整備の検討

### 光丘文庫の保全と活用

- 将来構想の検討

### 子どもの読書活動の推進

- 「酒田市子ども読書活動推進計画（仮称）」の策定と推進

### 子どもの基礎的運動能力の向上

- 本市独自の体系的プログラム導入による幼児期からの基礎的運動能力向上の強化
- 幼児期の運動能力向上プログラムを幼稚園・保育園等の指導者へ普及を推進
- 幼児の運動能力に係るテストデータの蓄積と本市における幼児の運動能力を評価

### 生涯スポーツの推進

- スポーツに親しみ、楽しめるスポーツ環境づくりの推進
- 市内全地区への体育振興組織の設立を促進
- 誰もが参加できるニュースポーツ教室、スポーツイベントの充実

### 競技スポーツの振興

- 体育協会、スポーツ少年団等の競技団体への支援を強化
- 各種競技の競技人口の拡大
- 優秀選手への支援と表彰

### スポーツ施設の整備充実

- 市民ニーズを反映した施設の整備充実
- 陸上競技場の大規模改修整備の検討

# 9

## 芸術文化活動の推進

### 芸術文化の振興

- 市民芸術祭の活性化

### 市民の鑑賞機会の充実

- 市民会館自主事業の推進
- 希望音楽祭の充実
- 写真展示館、市美術館の多彩な企画事業の実施

# 10

## 歴史・文化遺産の保存と活用

### 文化財等の保存と活用

- 文化財の有効活用の検討
- 文化的景観の保存と活用の検討